

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下「申請者」という。）が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ふるさと寄附マイナンバー管理システム / 地方税ポータルシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市役所 産業経済部商工企画課 / 財政部市民税課
②所属長の役職名	商工企画課長 / 市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市総務部総務課 法制・情報公関係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel (0852) 55-5555（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市政策部デジタル戦略課 情報システム係 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel (0852) 55-5555（代表）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	松江市情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じる。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認するとともに、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I-1-③システムの名称	ふるさと寄附マイナンバー管理システム	ふるさと寄附マイナンバー管理システム / 地方税ポータルシステム	事前	
平成31年1月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表第一の項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 附則第7条第5項及び第12項	事後	
平成31年1月1日	I-5-①部署	松江市役所 政策部地域振興課	松江市役所 政策部地域振興課 / 財政部市民税課	事前	
平成31年1月1日	I-5-②所属長	地域振興課長 佐目元昭	地域振興課長 佐目元昭 / 市民税課長 坂本貴子	事前	
令和1年6月25日	I-5-②所属長	地域振興課長 佐目元昭 / 市民税課長 坂本貴子	地域振興課長 / 市民税課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年10月2日	I-5-①部署	松江市役所 政策部地域振興課 / 財政部市民税課	松江市政策部 地域振興課	事後	
令和2年10月2日	I-5-②所属長の役職名	地域振興課長 / 市民税課長	地域振興課長	事後	
令和2年10月2日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松江市政策部情報政策課情報政策係	松江市政策部情報統計課情報システム係	事後	
令和2年10月2日	II-1いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和2年10月1日	事後	
令和2年10月2日	II-2いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和2年10月1日	事後	
令和4年3月22日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 附則第7条第5項及び第12項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	評価の再実施
令和4年3月22日	II-1いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和4年2月1日	事後	評価の再実施
令和4年3月22日	II-2いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和4年2月1日	事後	評価の再実施
令和7年1月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	松江市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。	松江市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	誤字の修正
令和7年1月30日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の項番16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 附則第7条第5項及び第12項	番号法第9条第1項 別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法 附則第7条第5項及び第12項	事後	番号法等の改正による変更
令和7年1月30日	I-5-①部署	松江市役所 政策部地域振興課 / 財政部市民税課	松江市役所 産業経済部商工企画課 / 財政部市民税課	事後	
令和7年1月30日	I-5-②所属長の役職名	地域振興課長 / 市民税課長	商工企画課長 / 市民税課長	事後	
令和7年1月30日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松江市政策部情報政策課情報政策係〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL(0852)55-5555(代表)	松江市政策部デジタル戦略課情報システム係〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL(0852)55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和6年12月1日	事後	
令和7年1月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和6年12月1日	事後	
令和7年1月30日	IV-8 人手を介在させる作業	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加